

1 申請資格 奨学資金規程（以下「規程」）

- ・ 予約奨学生申請資格は、日本国籍を有し、来年大学に進学を予定している規程第4条に該当する者としてします。なお、予約寮生との同時申請は不可になります。
- ・ 規程第5条に規定する志望大学は、理事長の指定により以下の大学の昼間部のみとします。

都道府県	指定する大学 全国の国立大学と公立8大学		
日本全域	国立大学		
京 都 府	京都府立大学	京都府立医科大学	-
兵 庫 県	兵庫県立大学	神戸市外国語大学	神戸市看護大学
奈 良 県	奈良県立大学	奈良県立医科大学	-
和 歌 山 県	和歌山県立医科大学	-	-

予約奨学生採用の後、上記の大学に進学されない場合は、奨学生としての権利を失うこととなりますので、必ずご確認ください。

- ・ 保護者(※1)の保有する資産額(※2)の合計が2,000万円未満であること。
  - ※1 保護者とは、父母又はそれに代わる扶養者を指します。
  - ※2 申請資格にある資産とは、現金やこれに準ずるもの(金・銀等、預貯金、有価証券)及び投資用資産として保有する土地等の不動産を指します。  
ただし、自宅として保有する不動産は含みません。  
株を保有している場合は、時価で計算をしてください。
- ・ 当事業団奨学資金と国又は他機関等による給付型奨学金の併給は認めません。  
令和2年4月に開始された日本学生支援機構の新制度における給付型奨学金も同様に認めませんが、授業料減免の区分については可能とします。

2 提出書類

- (1) 予約奨学生申請書 (様式第1号-1)
- (2) 予約奨学生推薦書 (様式第2号-1)
- (3) 予約奨学生調書 (様式第3号-1)
- (4) 個人情報の取扱いに関する承諾書
- (5) 「成績証明書」や「調査書」等の成績が記載された書類
- (6) 健康診断書 (学校健診のもので結構です)
- (7) 所得を証明する書類
  - ① 全ての保護者の令和6年所得証明書 (所得・課税) の本紙  
(内容は令和5年分「令和5年1月1日～12月31日」の状況)
    - ※ 無収入でも必要です。
    - ※ 住民税 (市町村民税) 決定通知書は不可。
  - ② 令和5年源泉徴収票コピー (給与収入の有る方は必ず)
  - ③ 令和5年確定申告書全頁のコピー (確定申告をした方は必ず)
    - ※ 該当の書類を保護者である父母共に提出をしてください。  
↳ ひとり親世帯や、父母以外の場合は扶養者の方等
    - ※ 給与収入が有り、更に確定申告をされた場合は①②③全ての提出要
- (8) 住民票
  - ※ 保護者及び生徒本人が記載されているもの。
  - ※ 続柄及び本籍地が記載されているもの。記載省略不可。

(9) 感想文(1000字程度、A4用紙縦向き・横書き、高校名、氏名)

事業団ホームページ(<https://www.k-zaidan.or.jp/>)の「トップページ」  
「理事長挨拶」及び「設立の趣意」を読んだ感想を書いて提出させてください。

(10) 予約奨学生申請書類一覧チェック表

※ 申請書類の内容をご確認後、貴校ご担当者様をご記入ください。

3 出願締切日 令和6年9月30日(月)必着

校内切 9/17(火)

4 書類送付先 〒650-0022 神戸市中央区元町通6-2-14 公益財団法人木下記念事業団  
TEL:078-351-1010 FAX:078-351-1017

5 採用通知 令和6年12月中旬頃

6 奨学資金 志望大学に入学した場合は、1年次より、年額60万円を給付します。  
なお、申請資格をはじめとする規程第15条の規定に該当するに至った時は、  
規程第16条に基づき奨学資金の返還を求める場合があります。

7 留意事項

(1) 規程第4条第1項第3号の「経済的理由」の目安とする「保護者の年収」は概ね次の通りです。

給与収入	7,000,000円
事業所得	4,900,000円

※ 扶養家族が多い等「特段の理由」がある場合は、事務局までお問い合わせ下さい。

(2) 保護者の年収の目安を超える生徒をご推薦いただく場合、また、令和6年度はご推薦い  
ただく生徒がない場合は、その旨を以下のメールアドレス宛にお知らせください。

木下記念事業団 予約奨学生担当：坊(ポウ) [kinosita06@k-zaidan.or.jp](mailto:kinosita06@k-zaidan.or.jp)

## 申請から本採用までの流れ(予約奨学生)

時期	内容	申請者(生徒)	高等学校等	木下記念事業団
8月	事業団より各指定高等学校等へ、予約奨学生募集の通知文書発送 各文書は、事務ご担当者によるご確認だけでなく、申請者となる生徒ご本人はもちろんのこと、ご本人と事務ご担当者の間に立られる担当教諭の方にも、ご確認をお願いいたします。	学校へ申請書類の提出 申請書等の保護者欄は該当者が必ず自筆でご記入をお願いします。 また、保護者欄は必ずしも世帯主でなくても構いません。	事業団より予約奨学生募集文書の受取と内容確認 予約奨学生推薦者の選定	高等学校へ募集文書の発送
9月30日	各指定高等学校等より事業団へ、予約奨学生として推薦応募申請書の提出締切(9/30必着)※1 ご推薦がない場合は、必ずその旨をメール(kinosita06@k-zaidan.or.jp)又は文書でご連絡をお願いいたします。	例…単身赴任中の父親ではなく母親がご記入いただいても構いません。	生徒より申請書類の受取 内容確認(提出漏れ、記入漏れの有無等)事業団へ送付(9/30必着)	高等学校等より申請書類の受取確認
10月				書類審査
11月				
12月	事業団より各指定高等学校等へ、予約奨学生としての採用(不採用)通知書を発送	学校より予約奨学生採用(不採用)通知書の受取	事業団より、採用(不採用)通知書を受取 生徒へ合否について連絡	高等学校等へ予約奨学生採用(不採用)通知書を発送
2月10日	志望大学の変更を希望する場合、「志望大学変更願」を提出する。締切(2/10必着)。※2	出願する大学の確定 学校へ報告	志望大学の変更を希望する場合、指定大学の確認と共に、「志望大学変更願」を提出(2/10必着)	高等学校等より「志望大学変更願」の受取、再審議を行う。
2月以降	合格した場合…大学の合格通知書コピーを高校から事業団へ提出 不合格の場合…メール(kinosita06@k-zaidan.or.jp)又は文書にて、不合格と今後の進路について事業団へ連絡	学校へ合格・不合格を連絡 合格の場合は合格通知書のコピーを学校へ提出	生徒より合否についての連絡を受ける。 事業団へ速やかに合否の連絡をする。合格の場合は合格通知書コピーを事業団へ提出	高等学校等より申請者の合否についての連絡を受ける。 志望大学、学部等の確認
3月以降	事業団より各指定高等学校等へ、大学合格にあたり本採用への手続書類等を発送	学校より本採用手続書類を受取	事業団より本採用手続書類を受取、生徒へ交付	高等学校等へ、本採用手続書類を発送
4月15日	大学に合格された予約奨学生本人より事業団へ、本採用への手続書類の提出	事業団へ本採用手続書類を提出	/	申請者本人より本採用手続書類の受取と内容確認
4月下旬	事業団から大学へ採用通知書発送	大学より奨学生採用通知書等の書類受取		在籍大学へ採用通知書等を発送
5月20日	日本学生支援機構(JASSO)の給付型奨学金について 弊事業団では国又は他機関等による給付型奨学金の併給は認めていません。 JASSOに採用となった場合【日本学生支援機構給付型奨学金の受給の停止】又は【木下記念事業団の奨学生を辞退】どちらかの手続きが必要です。 ※ 授業料減免の区分は受けていただけます。 ※ 大学入学後の「在学申請」も同様です。	奨学資金の受給に際し、他団体からの奨学金と併給になっていないか確認		
6月下旬	前期の奨学資金を大学へ振込			大学へ振込手続実施

※1 予約奨学生申請書の第一志望や第二志望は、第一＝前期、第二＝後期の意味ではございません。前期・後期が入れ替わる場合等、変更願のご提出は不要です。

※2 なお、ご連絡がない場合における受験後の「志望大学変更願」は受理出来かねますことをご了承ください。  
また、「志望大学変更願」のご提出がない状態で、指定大学へ合格しても奨学生への採用は認められません。